

令和元年12月2日

互光建物管理株式会社
代表取締役社長 浅田 晃洋

監督処分に係る業務改善措置について

弊社は令和元年11月21日付けの国土交通省近畿地方整備局からの「指示処分」を厳粛に受け止め、既に再発防止に向けた下記の業務措置を講じておりますが、今後もより一層コンプライアンスの強化を図り、再びこのようなことを起こさないように努めてまいります。

記

1. 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。

管理組合財産の毀損事故の概要について、事故発覚以降、役職者に対する通達並びに社内研修会等を実施して社内に周知いたしました。また、処分内容については処分を受けた後、速やかに役員及びマンション管理業の全従事者に対して書面を用いて周知徹底いたしました。

2. 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。

①マンション管理業の従事者（管理員を除く）を対象に、平成30年9月に「管理事務報告実施について」、平成30年10月に法令遵守・コンプライアンス意識の向上と管理事務室のキャッシュレス化についての「コンプライアンス研修」を実施いたしました。

②全管理員を対象としたコンプライアンス研修会を実施して「管理事務室のキャッシュレス化とキャッシュレス化までの現金の取り扱い方法の変更について」の再確認を行うなどの研修を実施いたしました。

③上記のほか、コンプライアンスに関する研修・教育を今後も継続的に実施してまいります。

3. 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。

①本件事案の発覚後、全ての受託管理組合を対象に同様の事案が生じていないかの調査を実施して、本件事案以外に同様の事案がないことを確認いたしました。

②内部統制の再構築として、会計検査室とコンプライアンス推進室を統合し、役員直轄のコンプライアンス室を平成30年7月1日付けで新設いたしました。

4. 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

①弊社がお預かりしている管理費等の現金取扱いについて、ルールを厳格化して運用状況の定期的な検査を行うなど、管理を強化いたしました。

②全ての管理組合様に対して「管理事務室窓口取扱い現金廃止について」の書面を提出し、管理事務室のキャッシュレス化に取り組み、管理組合財産の毀損事故を防止するよう全力で取り組んでまいります。

現段階で約8割の管理組合様のご理解をいただき、管理費等現金のキャッシュレス化を実現しております。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

互光建物管理株式会社 コンプライアンス室 06-6308-2233

(受付時間 10:00~16:00 土曜日・日曜日・祝祭日を除く)